

岡山保険センターニュース

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

自動運転車の今後の見通し

～2025年には完全自動運転車が公道を走る?!～

人が運転操作しなくても車が目的地まで自動で運転してくれる、いわゆる「自動運転車」が注目されています。自動車メーカーはもちろん、自動車製造に関わっていない企業の参入や、政府と民間企業が共同開発を始めるといった動きもみられたりするなど、その状況は日に日に進んでおり注目です。



目的地まで車が連れて
行ってくれる時代に！

特定の運転機能で自動化は進んでいますが…

自動運転車のCMや話題を見聞きすると、すでにすべての運転を車が自動でやってくれる時代に突入していると思っている人がいるかもしれません。実はひと言で自動運転車といっても、車がどの程度まで自動で運転してくれるかによって自動運転レベルは段階的に分かれています。

一部の自動車メーカーでは、車線並走や駐車など特定の運転機能で自動化した車を販売しています。しかし、ドライバーに代わって車がすべての運転をしてくれるレベルの自動運転車が実用的な形で公道に登場するにはまだ時間がかかるようです。

4段階に分かれる自動運転レベル！現在はレベル2程度!!

政府が公表している「官民ITS構想・ロードマップ2016」では、自動運転車の定義として、ドライバーの運転への関与度合に応じてレベルを4段階に分けています。

どに市場化させたいという目標時期を掲げています。自動運転車では、事故の削減も期待されており、今後の開発状況に目が離せません。

まずレベル1は加速や操舵、制動のいずれかの操作をシステムが行ってくれるもの。レベル2は加速、操舵、制動のうち複数の操作を一度にシステムが行えるもの。レベル3は加速、操舵、制動をすべてシステムが行い、システムが求めたときだけドライバーが対応するというもの。そして最終段階のレベル4は加速、操舵、制動をすべてシステムが行い、ドライバーがまったく関与しないものです。

現在はレベル2程度ですが、政府は、レベル3を東京オリンピックが開催される2020年をめどに、レベル4については2025年をめ

■安全運転支援システム・自動走行システムの定義

分類	概要	注(責任関係等)	実現するシステム	
情報提供型	ドライバーへの注意喚起等	ドライバー責任	「安全運転支援システム」	
自動制御活用型	レベル1 単独型	加速・操舵・制動のいずれかの操作をシステムが行う状態 ドライバー責任		
レベル2 システム複合型	加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度にシステムが行う状態	ドライバー責任 ※監視義務およびいつでも安全運転できる態勢	「準自動走行システム」	「自動走行システム」
レベル3 システム高度化	加速・操舵・制動をすべてシステムが行い、システムが要請したときのみドライバーが対応する状態	システム責任(自動走行モード中) ※特定の交通環境下での自動走行 ※監視義務なし(システム要請前)		
レベル4 完全自動走行	加速・操舵・制動をすべてシステムが行い、ドライバーが全く関与しない状態	システム責任 ※すべての行程での自動走行		

(注)「官民ITS構想・ロードマップ2016」より



「ITS」とは？ 道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体とした新しい道路交通システムの総称です。

損害保険契約に関する注意点シリーズ

～重要事項と契約内容の確認をしっかり行おう！～

契約する補償内容は 自分のリスクに合っていますか？

日常生活には様々なリスクがあり、そのリスクによる経済的損失に備える有効手段として損害保険があります。

人が抱えるリスクは、人によってそれぞれ異なります。例えば、年齢や性別、職業、家族構成によっても違いがありますし、生活の仕方や建物構造も影響してきます。したがって、損害保険を契約する際には、自分自身のリスクをよく把握し、その備えとして必要なものを契約することが重要です。

ここでは、損害保険を契約する際に確認しておきたい3つのポイントを紹介합니다。

Point 1 : 重要事項を必ず確認しましょう！

契約をする時には、保険会社や

代理店から「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」という書類が渡されます。言葉どおり重要なことが記載されていますので、必ず確認しましょう。

■「契約概要」と「注意喚起情報」とは…

◎契約概要

保険の内容（商品の仕組み、補償の内容など）を理解するための事項

◎注意喚起情報

契約者にとって不利益になる事項など特に注意すべき事項（告知義務の内容など）

Point 2 : 告知事項は正しく記入しましょう！

契約者や補償の対象となる方は、保険契約上の重要な事項のうち、保険会社が告知を求めたもの

について、事実を正しく告知しなければなりません。申込書・告知書に質問形式で記載されていますので質問に対して事実を漏れなく正確に記入する必要があります。

違反すると契約解除や保険金が支払われない場合があります。

Point 3 : 契約内容を最終確認しましょう！

契約時には質問形式で契約しようとしている内容の最終確認をします。自分が抱えるリスクの状況に応じて目的やニーズの合った補償内容になっているかを質問事項へ回答して最終的に確認をしましょう。

契約内容に十分納得してから、申込書などに署名または記名・押印しましょう。

2017年1月から地震保険が改定されます!!

契約の確認といえば、保険料や補償内容の改定にも普段から気をつけ、契約内容を確認しておきたいものです。2017年1月から地震保険の保険料と損害区分・保険金の支払割合が改定されます。詳しくは代理店にお聞きください。

○地震保険の損害保険と保険金の支払割合の改定

地震保険の損害区分の半損部分が2分割され、3つが4つになります。またそれに伴って、地震保険金の支払割合も改定されます。

【2017年1月からの損害区分と地震保険金の支払割合】

2016年12月まで（3区分）		2017年1月から（4区分）	
全損	地震保険金額の100%	全損	地震保険金額の100%
半損	地震保険金額の50%	大半損	地震保険金額の60%
		小半損	地震保険金額の30%
一部損	地震保険金額の5%	一部損	地震保険金額の5%

○地震保険料の改定

都道府県や建物の構造により改定率は異なりますが、全国平均で5.1%の値上げになります。

【2017年1月からの地震保険料例】地震保険金額1,000万円あたり(割引適用なし)

都道府県	構造区分	イ構造 (火災保険構造級別：M構造、T構造、A構造、B構造、S級(特級)、1級または2級)	
		改定後保険料	引上率
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島		6,800円	4.6%
福島		7,400円	13.8%
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良		8,100円	▲3.6%
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄		9,500円	13.1%
愛媛		12,000円	1.7%
大阪		13,200円	▲2.9%
茨城		13,500円	14.4%
徳島、高知		13,500円	14.4%
埼玉		15,600円	14.7%
愛知、三重、和歌山		17,100円	▲15.3%
千葉、東京、神奈川、静岡		22,500円	11.4%



「保険約款」とは？ 保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などを記載しています。

～企業経営を脅かす製造物責任事故!～

企業にはさまざまなリスクが取り巻いています。製造物による損害賠償責任事故もその1つです。ひとたび事故が発生すれば資金面だけでなく、信用失墜など大きなダメージを企業は負うことになります。とくに中小企業にとっては企業経営の致命傷になりかねず、しっかりした事前対策が求められます。

●損害賠償請求を受けやすい環境になった製造物責任

企業リスクの代表的なものとして製造物責任（P L）があります。これは自社の製造物に欠陥があり、それが原因となって他人を死傷させたり、財物を損壊させたりした場合に負う責任です。その損害賠償責任については、平成7年のP L法施行までは被害者が製造業者の故意・過失を証明しなければなりません。しかし、施行後はこれを証明できなくても製品に欠陥があることを立証できれば製造業者が責任を負うことになりました。そのため、現在は製造業者にとって損害賠償請求を受けやすい環境になっています。

企業の損害賠償事故の中でも製造物に関する損害賠償請求は比較的多く、過去には1億円を超える損害賠償金支払いの判決や和解が成立しています（表）。

●事故発生予防対策と発生後の損額拡大防御対策で!!

企業は、製造物責任を負うことのないよう、事故発生を未然に防ぐ対策と事故発生後の損害拡大を防御する対策の両面からP L対策を講じる必要があります。

■事故予防策

P L対策で最も大切なことは製品の安全性です。事故発生を防ぐために、製品に関するリスクアセスメントの実施や、設計・製造上の欠陥対策に関する現状の評価や見直しが重要になってきます。

また、P L法は警告・表示上の欠陥も対象としています。カタログや説明書での内容欠如や不適切な表示、誤解を招きやすい表現、販売員等による危険性に関する説明不足等がないよう、チェックリストを作成するなどの対策が必要です。

■事故防御策

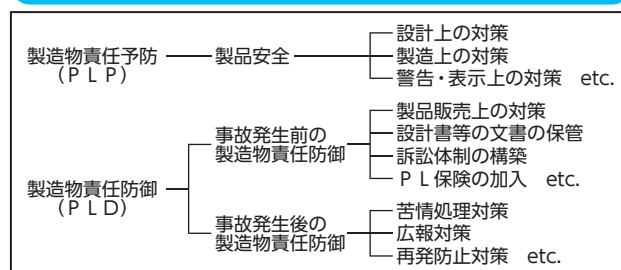
事故防御策は、主に事故発生後の損害拡大を防ぐものですが、事故発生前に事故が発生した場合を想定して対策を立てることもポイントとなります。

事前対策として、事故発生や訴訟を

起こされた場合に慌てることのないよう、専門家を含めた体制整備や事故対応マニュアルの作成が求められます。とくに中小企業は下請けが多く、製造元から責任の一部を求められることがあります。それに備えて、下請けとして製造元の指示に基づいて製作したことの証拠となる設計書等の書類を保管しておくことが重要となります。また、万一、賠償責任を負った場合に備え、融資枠確保や保険などで資金面の対策を講じておくことが望まれます。

事後対策としては、適切な被害者への対応、苦情処理はもちろん、再発防止に努めることが大切になります。予防・防御の対策を行うリスク管理にはコストが必要ですが、万一の損失を最小限に抑えるため、そのコストは十分回収可能な先行投資といえます。事業継続のためにはリスク管理は必要不可欠です。

P L 対策例



製造物損害賠償責任事故の判例

事件名	裁判所	判決年月日	請求・認容・和解額	内容
カプセル玩具誤飲 高度障害事件	福岡 高裁	平成20年 5月20日判決	1億798万円	内部に人形が入っているプラスチック製球状カプセルを2歳10か月の男児が飲み込み、低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残る
電気ストーブ化学物質 過敏症別訴事件	東京 地裁	平成20年 8月29日判決	1億円 認容額27万円	電気ストーブから有害化学物質が発生し、中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症
こんにゃく入りゼリー 7歳児死亡事件	名古屋 地裁	平成20年 9月5日和解	7,482万円	学童保育所でおやつに出されたこんにゃく入りゼリーを食べたところ気道につまり死亡
輸入スポーツ自転車 部品脱落 頸部受傷事件	東京 高裁	平成25年 10月30日和解	一審 第1事件認容額： 総額1億5,047万円	自転車輸入会社が輸入した自転車で出勤中に部品が脱落し、顔面から転倒したことにより、重度四肢麻痺を伴う神経系統の後遺障害が残った
化粧水カビ等 繁殖事件	東京 地裁	平成26年 11月27日和解	2,010万円	化粧品製造会社の製造した化粧水に大腸菌、真菌が繁殖したとして化粧水開発販売会社が損害賠償を求める
小麦由来成分含有 石鹸アレルギー事件	熊本地裁	平成27年 7月27日、 同年 12月18日和解	総額5,020万円	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患、さらには小麦依存症運動誘発アナフィラキシーを発症

ストレス社会に影響を受けやすい胃腸をケアしよう!!

食生活の欧米化、加速するストレス社会など心身ともに過酷な時代を過ごしています。からだの中でも特に影響を受けやすい胃腸は酷使されています。自分ケアを心がけ乗り切りましょう。

脂っこいものを控え、夜食は軽く!!

現代人にはストレスがつきものです。一度自分の体調、生活習慣をチェックしてみてください。一定以上の項目に該当の方は要注意です。場合によっては専門医に相談するのもいいでしょう。

胃腸ケアには負担のかかる脂っこいものを控え、夜遅い食事は軽めに済ませるのがおすすめです。リラックスタイムを設けることも大切で、心もからだも元気に過ごしましょう。

胃腸セルフチェック項目

- ☐ 食欲がない
 - ☐ 胃がもたれる
 - ☐ 胸やけがする
 - ☐ 胃がむかつく
 - ☐ すっぱいゲップが出る
 - ☐ 膨満感がある
 - ☐ 便秘や下痢を繰り返す
 - ☐ おなかが張ってガスが臭い
- (2つ以上要注意)

ライフスタイルチェック項目

- ☐ たばこを吸っている
 - ☐ アルコールを飲み過ぎることが多い
 - ☐ 食べ過ぎてしまう
 - ☐ 不規則な生活と食生活
 - ☐ 運動をあまりしない
 - ☐ ストレスが多い
 - ☐ 睡眠時間が短い
 - ☐ 辛いもの、脂っこいものが多い
- (3つ以上要注意)

野菜たっぷりタラちり

材料：2人分

タラ切り身 大4切れ
片栗粉 適量
豆苗 1袋
人参 大 1/2 本
えのきだけ 1袋
生しいたけ 4枚
長ネギ 1本
緑豆春雨 60g
うすあげ 1枚
塩 少々
だし汁 600cc
薄口しょう油 大さじ3~4

* 薬味はお好みで。

作 り 方

①たらは大きめに切り、薄く片栗粉をまぶし



〜胃腸にやさしい野菜たっぷりタラちりで温まろう〜

て、熱湯にさっと通しておく。

②長ねぎは斜め切り、生しいたけ・えのきだけは石突を取り除く。豆苗は根を切って1/2の長さに、人参はピーラーでリボン状にする。うす揚げは食べやすい大きさに切っておく。

③鍋にだし汁、調味料を入れて温め、具材を入れ火が通ったら緑豆春雨を加える。

日本代協イメージキャラクター誕生!

森の賢者 ふうた



【プロフィール】

名前	森の賢者 ふうた
性別	オス
年齢	不明
性格	“正義感が強く勉強熱心” “周りに困っている人を見るとほっとけない”
使命	“消費者のみなさんに保険の大切さを知ってもらうこと” “代理店のみなさんのさらなる資質向上に努めること”
好きな言葉	安心・安全



保険のことは、日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

何か困った時に思い出していただける代理店を目指します。

事故相談・法律相談・税務相談・不動産相談など



保険の総合コンサルタント

株式会社 岡山保険センター

〒703-8235 岡山市中区原尾島859-7
TEL (086) 273-2222(代) FAX (086) 273-9933
URL <http://www.okayama1.co.jp/>
E-mail info@okayama1.co.jp

損害保険・生命保険はもちろん、総合金融サービスを中心に、あらゆる角度から「安心」をサポート。

取扱保険会社

<損害保険>

損保ジャパン日本興亜・三井住友海上

あいおいニッセイ同和損保・セコム損保・ニューインディア

<生命保険>

メットライフ生命・ソニー生命・エヌエヌ生命

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

三井住友海上あいおい生命・ジブラルタ生命



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会

ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>

